

# 令和 4 年 1 月 総会議事録

日 時 令和 4 年 1 月 27 日 (木)

午前 9 時 30 分

場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

# 豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和4年1月27日(木)  
午前9時30分開会 午前10時26分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町1番地  
豊橋市役所 東85会議室
- 3 議事及び報告
  - (1) 議案
    - 議案第66号 農地法第3条の規定による許可申請について
    - 議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請について
    - 議案第68号 農用地利用集積計画について
    - 議案第69号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
    - 議案第70号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
    - 議案第71号 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(27号計画)定期検証について
    - 議案第72号 非農地証明(遊休農地)について
    - 議案第73号 令和3年 慶弔費の収支決算について
  - (2) 報告
    - 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について(事務局長専決)
    - 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について(事務局長専決)
    - 報告第3号 農地法第6条1項の規定による報告確認について
    - 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
    - 報告第5号 国税局(財務事務官)からの農地の現況に関する照会書に対する調査結果について
    - 報告第6号 農地基本台帳の登載について
- 4 その他
  - (1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 池田 和浩	2 番 石橋 正通	4 番 加藤 正雄
5 番 河合 孝子	6 番 河根 則雄	7 番 小林 澄夫
8 番 小林 尚美	9 番 近藤 好幸	10 番 酒井 保
11 番 陶山 哲	13 番 高部 宏生	16 番 日向 勉
20 番 前田 裕子	21 番 松井 耕治	22 番 水野 敏久
23 番 村松 桂子		

6 欠席委員 なし

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 3名 農業企画課 1名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 1 月総会を開会いたします。  
近藤会長、よろしくお願いたします。

議長 <あいさつ>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会会議規則」第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

新型コロナウイルスのオミクロン株の感染が全国的にも急速に増加しています。感染拡大防止の観点から出席委員を別添「出席者名簿」のとおりとし、進行していきますので、よろしくお願いたします。

なお、出席委員は、委員総数 24 名中 16 名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認め、議席番号 20 前田裕子委員、同 21 番松井耕治

委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、議事に入る前に農地法等に基づく許可案件について、13日の書類説明会、農業委員による現地調査、20日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

補助資料をご覧ください。

農地法第3条関係は、番号2番の農業用倉庫があった所有地について、1月24日に申出書の提出がありました。

番号3番の所有地で雑草が伸びていた件について、1月26日に是正を確認しました。

番号5番の農業用施設利用されていた所有地について、1月20日に申出書の提出がありました。

番号6番について、譲受人の所有農地が200㎡以上の農業用施設として利用されており、許可までに是正が間に合わないため1月21日に取下願が提出されました。

番号12番の申請地について、1月24日付けで農地台帳へ登載しました。

本日は議案のほかに資料1-1として（補助資料）番号1番、7番8番、9から12番の案件について、聞き取り調査の概要を配布しておりますので、補助資料と併せてご精読ください。そのほかについて変更、取下げ等はございません。

以上です。よろしくお願いいたします。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

13日の説明会以降、これまでの対応状況につき説明いたします。

補助資料3ページ5条番号3番の太陽光の案件について、調整内容欄に記載した前段部分がわかりにくいかと思いますが、消し忘れです。申し訳ありません。今からの説明内容に変えさせていただきます。

この案件は農地法の規制外の山林を中心に事業を行う計画ですが、木を伐根することで、土砂が流れ出さないかなど指摘をいただいた点について確認しました。山林部分に急傾斜はなく、なだらかな土地となっていること、造成時は転圧押し固めし整地することを確認しましたので問題ないことが見込まれます。なお、万が一周辺農地等へ被害を及ぼした場合は、責任を持って対応す

ることを記載しており、転用者へは改めて指導しています。

番号 4 番の確定判決による単独申請の案件について、判決の内容と同等になるよう申請書の記載内容や計画図面等の修正を行っています。

番号 5 番の資材置場の案件について、残土置場を設置する関係で周囲へ砂ぼこりの影響が出ないように、敷地周りに鉄板等を設置し対策する計画であると説明会時に説明しましたが、その後、転用者から対策の方法を残土置場の周囲に粉じん対策用のメッシュネットを設置することに変更したいと連絡がありました。メッシュネットは 2～3m 程度で、置く残土は高さ 2 m 以下にとどめるとのこと。仕様を確認し問題がないことが見込まれますので、図面に記載することで対応しました。なお、万が一周辺農地等へ被害を及ぼした場合は、責任を持って対応することを記載しており、転用者へは改めて指導しています。

番号 8 番の太陽光の案件について、通学路付近であり、小学生が周囲の道路を通るため、フェンスの高さを 1.2m から高くしたり、頑丈なものにできないかという指摘をいただいた点について、審査会で確認を行いました。フェンスは発注済みで、変更はできないとのことでしたが、今後はフェンスの高さを 1.5 m 程度にして、小学生が簡単に乗り越えられないようにしてほしい旨お願いをしました。

その他変更・取下げ等はございません。よろしくおねがいます。

議 長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは、精読時間を 5 分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間 5 分)

議 長 それでは 5 分経過しましたので、精読時間を終わります。これより議事に入ります。

資料 1 議案第 66 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番から 11 番の 11 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 66 号、1 ページをご覧ください。

番号 1 番から 11 番までにつきまして、書類説明会及び本日の

補助資料でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議案第67号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から9番までの9件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第67号、3ページをお願いします。

番号1番から9番までの9件につきましては、審査会での指導や調整により、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、番号1番は始末書が添付されています。その他の案件については特段の疑義はありません。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号5番・9番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号1番から4番、6番、7番、8番です。

一時転用については、番号1番、4番が該当し、番号1番は13ヶ

月間、番号4番は14ヶ月間の一時転用計画で農地復元誓約書を添付しています。

なお、番号4番について、農地法施行規則第10条1項では、当事者、受渡人双方による連署をするものとする規定されていますが、単独申請できる要件のうち、権利の設定移転に関し判決が確定した場合に該当します。権利設定については、裁判の中で決定された民法第209条の隣地使用権の設定となります。

詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
委員 それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。  
委員 番号1番の関係について、公共団体の発注する工事が元で農地法違反が発生した案件だが、こういったことが繰り返さないよう対応できるといい。

事務局 今回の件を受け、許可権者より市や県の工事等を発注する可能性のある部署等へ改めて運用等の周知を行いました。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号8番については農地法第5条第3項の規定により、愛知県農業会議の意見を付した上、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

議長 続きまして、議案第68号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

所有権移転の番号1番から8番までの8件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。議案第68号農用地利用集積計画について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、12月24日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕

分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法 第 18 条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

今回の案件につきましては、8 件 25 筆 28,039 m<sup>2</sup>でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。  
質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」  
議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」  
議 長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

議 長 続きまして、議案第 69 号「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。  
番号 1 番から 6 番までの 6 件を一括上程いたします。  
内容については、事務局に説明を求めます。

事 務 局 はい、議長。説明させていただきます。  
議案第 69 号 7 ページをご覧ください。  
議案第 69 号は継続して納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この 6 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。以上です。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは質疑に入ります。



質疑、意見のある方は、発言願います。

委員  
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

委員全員  
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、議案第70号「相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。

番号1番から2番までの2件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第70号8ページをご覧ください。

議案第70号は相続税の申告期限から20年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。

特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この2件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認しました。以上です。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員  
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して異議ございませんか。

委員全員  
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議長

続きまして議案71号「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（27号計画）定期検証について」を議案といたします。

番号1番から19番までの19件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。議案第71号について説明させていただきます。

地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画、いわゆる27号計画に位置付けて農用地域から除外した施設等についてですが、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号ハ（定期的な検証）を行う必要があるため、計画通りに効果が発揮されているかどうか、昨年12月に検証を行いました。

今回の検証対象19件のうち、計画効果が認められたものは、3番から4番、7番から12番、15番から19番の13件です。効果が確認できなかったものは、1番から2番、5番から6番、13番から14番の6件で、来年以降も引き続き検証を続けるものは、今後計画効果の達成に向けて、事業計画者と調整などを行うこととなります。

この検証結果につきましては、1月13日の書類説明会において、農業委員の方々に説明をし、1月20日の農地審査会までに現地確認の回答をいただき、本日の農業委員会総会の議案に付すことについて了解をいただいております。

以上、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号ハ、定期的な検証に基づいた検証について、客観性の確保のため、農業委員会の意見を聴かせていただくため、ご審議の程をお願いいたします。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案の地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（27号計画）定期検証についての農業委員会の意見は、「適正である」と回答することに決して異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

続きまして議案第 72 号「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。

番号 1 番の 1 件を上程いたします。

それでは内容について、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 72 号 10 ページをご覧ください。

番号 1 番の 1 件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき非農地証明（遊休農地）願出書が提出された土地です。

願出地が、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かについて、同要領第 4 条第 1 項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第 5 条に基づき判定をお願いするものです。

ご審議の程、よろしくお願いたします。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

議長

続きまして、別添資料 2 の議案第 73 号「令和 3 年慶弔費の収支決算について」を議題といたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明いたします。

資料 2 の「令和 3 年慶弔費収支決算書」をご覧ください。

（収入の部、支出の部 読み上げ）

なお、去る 1 月 20 日の運営委員会において、監査役である小林澄夫委員、小林尚美委員に監査をしていただき、適正に処理されたことを確認していただきました。説明は以上です。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員  
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を承認することに決して異議ございませんか。

委員全員  
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

次に報告事案について、事務局に報告を求めます。

事務局

はい、議長。報告させていただきます。議案の 11 ページをお願いします。

報告第 1 号の番号 1 番から 12 ページ 8 番までの 8 件、及び 13 ページからの報告第 2 号の番号 1 番から 15 ページ 15 番までの 15 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 16 ページをお願いします。

報告第 3 号の番号 1 番から 4 番の 4 件については、農地所有適格法人からの報告です。

この報告は毎事業年度終了後 3 か月以内に農業委員会に提出するものです。

いずれも要件を満たしていることを確認し処理しました。

次に 17 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 18 ページ 14 番までの 14 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に 19 ページをお願いします。

報告第 5 号については、国税局財務事務官からの照会です。

番号 1 番は、当該地は調整区域の農地で、全て農振農用地に指定された色地の農地で、現地調査の結果、現況も農地でしたので農地性ありと判断しました。1/25 付け事務局長名で回答しまし

た。次に 20 ページをお願いします。

報告第 6 号の番号 1 番 2 番の 2 件については、農地基本台帳に登載されていない土地について、農地である旨の申告がありました。記載の委員の方々に確認していただき、現況が農地であることを確認しましたので、番号 1 番 2 番ともに 1 月 24 日付けで農地基本台帳に登載しました。報告は以上です。

議長 以上で、「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 1 項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議長 その他について、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

(午前 10 時 26 分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和4年1月27日

議 長  
(会長 近藤 好幸)

議事録署名者  
(20 番 前田 裕子 委員)

議事録署名者  
(21 番 松井 耕治 委員)